

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会について

◇ がん対策推進基本計画(2期計画 H24年6月)

「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」に向けて、5年以内に、がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技能を習得する

「特にがん診療連携拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了する

◇ 「がん診療連携拠点病院等の整備について」厚生労働省健康局長通知

施設に所属する初期臨床研修2年目から初期臨床研修修了後3年目までの全ての医師が当該研修を修了する体制を整備する

1 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正 (H27.2.10 厚生労働局長通知)

《主な改正点》

- (1) 開催指針の「趣旨」の規定がこれまでの「すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する」という規定から2期のがん対策基本計画の内容を踏まえて「がん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得する」に改められ、「すべてのがん診療に携わる医師」から「がん診療に携わる全ての医療従事者」に改められた。

これまでは、明記していなかった研修対象者について、「がん診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする」と明記され、拠点病院については、「自施設のがん診療に携わる全ての医師・歯科医師が研修会を受講すること」とされた。

- (2) 研修の内容及び構成について、患者の視点を取り入れつつ、より充実したものに変更
- (3) 平成27年4月1日施行（経過措置として1年間の猶予あり）

2 がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正 (H27.8.14 厚生労働局長通知)

《主な改正点》

- (1) 修了証書の配布と同時にバッジを配布（新規）
- (2) 修了証書について、これまで研修修了日に交付していたが、研修終了後に郵送することとされた。
- (3) 平成27年10月1日施行（一部は平成28年4月1日施行）